

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第1号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者で、その障害の等級が1級又は<u>2級</u>のもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者で、その障害の等級が1級のもの</p> <p>2 (略)</p>
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により障害者が療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が障害者に係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により障害者が療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が障害者に係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養</p>

費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員(被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(医療費に対する付加給付制度があるときは、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額)を助成する。ただし、第2条第1項第4号に掲げる障害者でその障害の等級が2級のものにあつては、通院に係る医療費に限り助成する。

2 (略)

費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員(被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(医療費に対する付加給付制度があるときは、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額)を助成する。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)